（定置式製造設備）

第三条　定置式製造設備（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のための定置式製造設備、コールド・エバポレータ及び次項に規定するものを除く。）は、一般則第六条第一項（第三号、第四号、第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十三号、第二十六号、第二十九号、第三十号、第三十五号から第三十七号まで及び第四十一号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　定置式製造設備（一般則第十三条第一号イ又はロに掲げる装置により高圧ガスを製造するものに限る。）は、一般則第六条第一項第十一号から第十三号まで及び第二項第一号イに掲げる基準に適合するものとする。

（冷凍のための定置式製造設備）

第四条　冷凍のための定置式製造設備（認定指定設備（高圧ガス保安法第五十六条の七第二項の認定を受けた同条第一項の指定設備をいう。次項において同じ。）を除く。）は、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第七条第一項（第一号、第四号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　冷凍のための定置式製造設備（認定指定設備に限る。）は、冷凍保安規則第七条第一項第一号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス（冷凍保安規則第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。）又は毒性ガス（冷凍保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。）を冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号に掲げる基準に適合するものとする。

（コールド・エバポレータ）

第五条　コールド・エバポレータ（次項に規定するものを除く。）は、一般則第六条第一項（第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第四十一号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　コールド・エバポレータ（一般則第八条第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるものに限る。）は、一般則第六条第一項（第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第四十一号に限る。）並びに一般則第六条の二第二項第四号及び第七号に掲げる基準に適合するものとする。

（立入りの防止）

第六条　貯留事業場等、圧送機設置所（圧送機を設置して圧力等を調整する所であって、貯留事業場等以外のものをいう。以下同じ。）及び計器室（導管輸送工作物を制御するための機器を集中的に設置している室であって、貯留事業場等又は圧送機設置所内のものを除く。以下同じ。）には、その構内又は室内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講ずるものとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

2　貯留事業場（法第三十八条第一項第三号に規定する貯留事業場をいう。第三十一条において同じ。）及び圧送機設置所には、外部から見やすいように警戒標を掲げるものとする。

（保安距離）

第七条　定置式製造設備及び容器置場（充塡容器に係るものに限る。第九条において同じ。）は、その外面から住宅、学校、病院その他の施設に対し、適切な距離を有するものとする。

（障壁設置）

第八条　圧送機と圧縮アセチレンガス又は圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスの充塡容器に係る容器置場との間には、適切な強度を有する構造の障壁を設けるものとする。

（容器置場）

第九条　容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器は、一般則第六条第一項第四十二号に掲げる基準に適合するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（立入りの防止）

第二条　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じることとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）